

障害福祉サービス等自主点検表（地域移行支援、地域定着支援）（令和5年9月1日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

【移行・定着共通】＝地域移行支援及び地域定着支援で共通規定 【移行のみ】＝地域移行支援のみに係る規定 【定着のみ】＝地域定着支援のみに係る規定

主な根拠法令等

- ・基準省令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）
- ・解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第21号）
- 障害者総合支援法＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

- I 基本方針
- II 人員基準
- III 運営基準

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
II-1* 基本方針	<p>【地域移行支援】</p> <p>指定地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行うものであるか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第2条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・地域移行支援計画 ・ケース記録
	<p>【地域定着支援】</p> <p>指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行うものであるか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第39条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・地域定着支援台帳 ・ケース記録
	<p>指定地域移行支援又は指定地域定着支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行うものであるか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第2条第2項 基準省令第39条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・地域移行支援計画または地域定着支援台帳 ・ケース記録
	<p>指定地域相談支援の事業を行う指定一般相談支援事業者は、自らその提供する指定地域移行支援又は地域定着支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものであるか。</p> <p>※以下「一般相談支援＝地域移行支援又は地域定着支援」とする。 ※以下「指定地域相談支援＝指定地域移行支援又は指定地域定着支援」とする</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第2条第3項 基準省令第39条第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価資料 ・自己評価結果を改善に繋げていることが分かる記録
	<p>指定地域相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対して、研修を実施する等の措置を講じているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第2条第4項 基準省令第39条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・研修計画、研修実施記録 ・虐待防止関係書類 ・体制の整備をしていることが分かる書類
II-1* 従業者 【移行・定着共通】	<p>指定地域相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する者を置いているか。ただし、指定地域相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第3条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表

障害福祉サービス等自主点検表（地域移行支援、地域定着支援）（令和5年9月1日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>指定地域相談支援従業者のうち1人以上は、相談支援専門員であるか。</p> <p>●相談支援専門員＝「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」</p>	資格証の写し等が事業所で保管されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第3条第2項	<ul style="list-style-type: none"> 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 研修修了証
II-2*	<p>指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定地域相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>	管理職等の立場であっても、出勤簿やタイムカード等で勤務時間を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第4条	<ul style="list-style-type: none"> 管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表
III-1*	<p>指定地域相談支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域相談支援の利用内容及び手続きの説明及び同意【移行・定着共通】</p> <p>●【解釈通知第2-2(1)】利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営規程の概要 従業者の勤務体制 事故発生時の対応 苦情処理の体制 	<p>開所時間、職員の員数、通常の事業の実施地域等、運営規程と記載内容が相違していないか。</p> <p>記載内容とサービスの実態が乖離していないか。</p> <p>利用者の同意欄、事業者側の説明者記入欄、説明及び同意年月日欄などの記載が漏れていないか。</p> <p>サービス提供開始後に重要事項説明書の同意を得ていないか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第5条第1項	<ul style="list-style-type: none"> 重要事項説明書 利用契約書
	<p>指定地域相談支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>●【社会福祉法第77条】利用者との間で当該指定地域相談支援の提供に係る契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 当該事業の経営者が提供する指定地域相談支援の内容 当該指定地域相談支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 指定地域相談支援の提供開始年月日 指定地域相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口 		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第5条第2項	<ul style="list-style-type: none"> 重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に交付した書面
III-2*	<p>指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第6条	<ul style="list-style-type: none"> 契約内容報告書

障害福祉サービス等自主点検表（地域移行支援、地域定着支援）（令和5年9月1日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ-3 提供拒否の禁止 【移行・定着共通】	指定地域相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定地域相談支援の提供を拒んでいないか。 ●【解釈通知第2-2(3)】利用申込みに対してサービス提供を拒否できる正当な理由 ・当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ・利用申込者の入所、入院等する障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等が通常の事業の実施地域外である場合 ・運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合 ・その他利用申込者に対し自ら適切な指定一般相談支援を提供することが困難な場合	通常の事業の実施地域を広く設定しすぎている場合など、実施地域内にもかかわらず利用申込を断っているケースに注意。 (例) 通常の事業の実施地域として「奈良市」と記載しているが、東部地域（田原、柳生、大柳生、東里、狭川、月ヶ瀬、都祁）の申込を断っている等。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第7条	
Ⅲ-4 連絡調整に対する協力 【移行・定着共通】	指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援の利用について市町村又は特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第8条	
Ⅲ-5 サービス提供困難時の対応 【移行・定着共通】	指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第9条	
Ⅲ-6* 受給資格の確認 【移行・定着共通】	指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等確かめているか。	最新の受給者証を確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第10条	・受給者証の写し
Ⅲ-7 地域相談支援給付決定の申請に係る援助 【移行・定着共通】	指定地域相談支援事業者は、地域相談支援給付決定を受けていない者からの利用申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第11条第1項	
	指定地域相談支援事業者は、地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第11条第2項	
Ⅲ-8* 心身の状況等の把握 【移行・定着共通】	指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	計画作成会議の記録や、アセスメントシート等が保管されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第12条	・アセスメント記録 ・ケース記録

障害福祉サービス等自主点検表（地域移行支援、地域定着支援）（令和5年9月1日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ-9* 指定障害福祉サービス事業者等との連携等 【移行・定着共通】	指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第13条第1項	・地域移行支援計画または地域定着支援台帳 ・ケース記録
	指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第13条第2項	
Ⅲ-10 身分を証する書類の携行 【移行・定着共通】	指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 ●【解釈通知第2-2(8)】身分を証する書類の記載事項 ・当該指定地域相談支援事業所の名称及び当該従業者の氏名は必ず記載。 ・当該従業者の写真の貼付や職能の記載があることが望ましい。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第14条	
Ⅲ-11* サービスの提供の記録 【移行・定着共通】	指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援を提供した際は、当該指定地域相談支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定地域相談支援の提供の都度記録しているか。	サービス提供記録は保管されているか。 サービス提供の内容等について、文書又は電磁的方法のいずれによる記録の場合でも、利用者からの申出に基づき情報を提供できるようにしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第15条第1項	・サービス提供の記録
	指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援の提供の記録に際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域相談を提供したことについて確認を受けているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第15条第2項	
Ⅲ-12 指定一般相談支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 【移行・定着共通】	指定地域相談支援事業者が、指定地域相談支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該地域相談支援給付決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限るものとしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第16条第1項	
	指定地域相談支援事業者が、指定地域相談支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに地域相談支援給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、地域相談支援給付決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、次に掲げる支払については、この限りではない。 ・地域相談支援給付費（法定代理受領を行わない場合） ・交通費（地域相談支援対象障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定地域相談支援を提供する場合）（Ⅲ-13「地域相談支援給付費の額等の受領」における取扱をすること。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第16条第2項	
Ⅲ-13* 地域相談支援給付費の額等の受領 【移行・定着共通】	指定地域相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定地域相談支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から当該指定地域相談支援に係る地域相談支援給付費の支払を受けているか。	○「地域相談支援給付費」＝「指定地域相談支援に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額）」 ○厚生労働大臣が定める基準＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第17条第1項	・請求書 ・領収書

障害福祉サービス等自主点検表（地域移行支援、地域定着支援）（令和5年9月1日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定地域相談支援事業者は、次に掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付しているか。 ・地域相談支援給付費（法定代理受領を行わない場合） ・交通費（地域相談支援対象障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定地域相談支援を提供する場合）	領収証の控え等は事業所で保管しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第17条第3項	・領収書
	指定地域相談支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の利用者を訪問して指定地域相談支援を提供する際の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ているか。	重要事項説明書等に、当該サービスについての記載がされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第17条第4項	・重要事項説明書
Ⅲ－14* 地域相談支援給付費の額に係る通知等 【移行・定着共通】	指定地域相談支援事業者は、法定代理受領により指定地域相談支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第18条第1項	・通知の写し
	指定地域相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定地域相談支援に係る費用の額の支払いを受けた場合は、その提供した指定地域相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定障害者に対して交付しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第18条第2項	・サービス提供証明書の写し
Ⅲ－15* 指定地域移行支援の具体的取扱方針 【移行のみ】	指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域移行支援計画の作成その他指定地域相談支援に関する業務を担当させているか。	○「地域移行支援計画」＝「指定地域移行支援に係る計画」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第19条第1号	・地域移行支援計画 ・従業者が地域移行支援計画を作成していることが分かる書類
	指定地域移行支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域移行支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第19条第2号	・相談支援専門員が従業者に指導及び助言した記録
	指定地域移行支援事業者は、地域移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定地域移行支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第19条第3号	・地域移行支援計画 ・アセスメント及びモニタリングに関する記録 ・面接記録
	指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第19条第4号	・利用者又はその家族に説明を行った記録（面接記録等）

障害福祉サービス等自主点検表（地域移行支援、地域定着支援）（令和5年9月1日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ-16* 地域移行支援計画の作成等 【移行のみ】	指定地域移行支援従事者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた地域移行支援計画を作成しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第20条第1項	・地域移行支援計画 ・アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類
	指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、アセスメントを行い、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討しているか。	○「アセスメント」＝「利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や課題の把握」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第20条第2項	・地域移行支援計画 ・アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録
	指定地域移行支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接しているか。この場合において、指定地域移行支援従事者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第20条第3項	・アセスメントを実施したことが分かる書類 ・面接記録
	指定地域移行支援従事者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、次に掲げる事項を記載した地域移行支援計画の原案を作成しているか。 ・利用者及びその家族の生活に対する意向 ・総合的な支援の方針 ・生活全般の質を向上させるための課題 ・地域移行支援の目標及びその達成時期 ・地域移行支援を提供する上での留意事項 この場合において、当該指定地域移行支援事業所が提供する指定地域移行支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるように努めているか。 ●【解釈通知第2-2(14)②】 地域移行支援従事者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定地域移行支援事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携を含め、地域移行支援計画の原案を作成し、地域移行支援計画に基づく支援を実施するものである。	サービス等利用計画の期限が切れていないか等、サービス等利用計画との整合性を確認しているか。（ただし、サービス等利用計画の丸写しとしないように注意。） アセスメントシート等は保管されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第20条第4項	・地域移行支援計画の原案 ・他サービスとの連携状況が分かる書類
	指定地域移行支援従事者は、計画作成会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めているか。	地域移行支援計画の作成会議の記録を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第20条第5項	・計画作成会議の記録
	指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第20条第6項	・地域移行支援計画
	指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者に交付しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第20条第7項	・利用者に交付した記録 ・地域移行支援計画
	指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成後においても、適宜、当該計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行っているか。	モニタリングシート、評価シート等は保管されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第20条第8項	・地域移行支援計画 ・アセスメント及びモニタリングに関する記録

障害福祉サービス等自主点検表（地域移行支援、地域定着支援）（令和5年9月1日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	地域移行支援計画の変更に際しては、地域移行支援計画の作成と同様の基準を満たしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第20条第8項、第9項	基準省令第20条第2項から第7項に掲げる確認資料
Ⅲ-17 地域における生活に移行するための活動に関する支援 【移行のみ】	指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の的確な把握に努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第21条第1項	
	指定地域移行支援事業者は、利用者に対して相談等の支援を提供するに当たっては、おおむね週に1回以上、利用者との対面により行っているか。	利用者との対面について、サービス提供記録に記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第21条第2項	
Ⅲ-18 障害福祉サービスの体験的な利用支援 【移行のみ】	指定地域移行支援事業者は、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第22条	
	●【解釈通知第2-2(16)】委託先の指定障害福祉サービス事業者等との担当者との連絡調整や利用者に対する相談援助の支援が必要となるため、原則として、指定地域移行支援従事者が利用者により同行による支援を行うこと。					
Ⅲ-19 体験的な宿泊支援 【移行のみ】	指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援について、次に掲げる要件を満たす場所において行っているか。 ・利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備えている。 ・衛生的に管理されている場所である。 ※体験的な宿泊支援については、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第23条第1項、第2項	
	●【解釈通知第2-2(17)③】体験的な宿泊支援を指定障害福祉サービス事業者等への委託により行う場合は、委託先の指定障害福祉サービス事業者等との担当者との連絡調整や利用者に対する相談援助の支援が必要となるため、原則として、指定地域移行支援従事者が利用者により同行又は宿泊場所への訪問による支援を行うこと。					
Ⅲ-20 関係機関との連絡調整等 【移行のみ】	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供するに当たっては、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整その他の便宜の供与を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第24条	
Ⅲ-21* 指定地域定着支援の具体的取扱方針 【定着のみ】	指定地域移行定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させているか。	○「地域定着支援台帳」＝「指定地域定着支援に係る台帳」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第41条第1号	・地域定着支援台帳 ・従業者が地域定着支援台帳を作成していることが分かる書類
	指定地域定着支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域定着支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第41条第2号	・相談支援専門員が従業者に指導及び助言した記録

障害福祉サービス等自主点検表（地域移行支援、地域定着支援）（令和5年9月1日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第41条第3号	・地域定着支援台帳 ・アセスメント及びモニタリングに関する記録 ・面接記録
	指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第41条第4号	・利用者又はその家族に説明を行った記録（面接記録等）
Ⅲ-22* 地域定着支援台帳の作成等 【定着のみ】	指定地域定着支援従事者は、次に掲げる事項について記載した地域定着支援台帳を作成しているか。 ・利用者の心身の状況、その置かれている環境 ・緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先 ・その他の利用者に関する情報		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第42条第1項	・地域定着支援台帳 ・アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類
	指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてアセスメントを行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第42条第2項	・地域定着支援台帳 ・アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録
	指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、指定地域定着支援の職務に従事する者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第42条第3項	・アセスメントを実施したことが分かる書類 ・面接記録
	指定地域移行支援従事者は、地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、当該台帳の見直しを行い、必要に応じて当該台帳の変更を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第42条第4項	・地域定着支援台帳 ・アセスメント及びモニタリングに関する記録
	地域定着支援台帳の変更に際しては、地域定着支援台帳の作成と同様の基準を満たしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第42条第5項	基準省令第42条第2項及び第3項に掲げる確認資料
Ⅲ-23 常時の連絡体制の確保等 【定着のみ】	指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第43条第1項	
	指定地域定着支援事業者は、適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第43条第2項	

障害福祉サービス等自主点検表（地域移行支援、地域定着支援）（令和5年9月1日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ－２４ 緊急の事態における支援等 【定着のみ】	指定地域定着支援事業者は、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに、当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第44条第1項	
	指定地域定着支援事業者は、利用者の居宅への訪問等による状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を、適切に講じているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第44条第2項	
	指定地域移行支援事業者は、利用者が置かれている状況に応じた一時的な滞在による支援について、次に掲げる要件を満たす場所において行っているか。 ・利用者が一時的な滞在进行するために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えている。 ・衛生的に管理されている場所である。 ※利用者が置かれている状況に応じた一時的な滞在の支援については、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第44条第3条、第4項	
Ⅲ－２５ 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知 【移行・定着共通】	指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が、偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第25条	
Ⅲ－２６ 管理者の真務 【移行・定着共通】	指定地域相談支援事業所の管理者は、指定地域相談支援従事者その他の従業者の管理、指定地域相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第26条第1項	
	指定地域相談支援事業所の管理者は、指定地域相談支援従事者に地域移行支援又は地域定着支援の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第26条第2項	

障害福祉サービス等自主点検表（地域移行支援、地域定着支援）（令和5年9月1日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ-27* 運営規程 【移行・定着共 通】	<p>指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（運営規程）を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務の内容 ・営業日及び営業時間 ・指定一般相談支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額 ・通常の事業の実施地域 ・対象とする障害の種類（事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合） ・虐待防止のための措置に関する事項 ・その他運営に関する重要事項 <p>●【解釈通知第2-2(21)①】従業者の員数は、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において「〇人以上」と記載して差し支えない。（重要事項説明書に記載する場合も同様。）</p> <p>●【解釈通知第2-2(21)②】指定一般相談支援の提供方法及び内容は、サービス内容及び地域相談支援給付決定障害者から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとする。</p> <p>●【解釈通知第2-2(21)③】通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものにする。なお、当該地域は利用申込の調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスを実施することを妨げるものではない。</p> <p>●【解釈通知第2-2(21)⑤】虐待防止のための措置については、具体的には次に掲げる内容等を指すものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の防止に関する責任者の選定 ・成年後見制度の利用支援 ・苦情解決体制の整備 ・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） 	<p>通常の事業の実施地域外の交通費は、実施地域を越えた地点からとなっているか。また、当該料金の算出については1kmごとが望ましい。</p> <p>通常の事業の実施地域として「奈良市」と記載しているが、東部地域（田原、柳生、大柳生、東里、狭川、月ヶ瀬、都祁）の申込を断っていることはないか。</p>	□	□	基準省令第27条	・運営規程
Ⅲ-28* 勤務体制の確保等 【移行・定着共 通】	<p>指定地域相談支援事業者は、利用者に対し、適切な指定地域相談支援を提供できるよう、指定地域相談支援事業所ごとに、指定地域相談支援従事者その他の従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>●【解釈通知第2-2(22)①】指定地域相談支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については次に掲げる事項を明確にすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の勤務時間 ・職務の内容 ・常勤・非常勤の別 ・管理者との兼務関係 	記載項目が漏れていないか。	□	□	基準省令第28条第1項	・従業者の勤務表
	<p>指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援事業所ごとに、当該指定地域相談支援事業所の指定地域相談支援従事者によって指定相談支援を提供しているか。</p> <p>※ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る。）及び体験的な宿泊支援 ・退院又は退所後の居住予定地が遠隔地にある場合における、他の指定一般相談支援事業者への委託により行われる住居の確保及び関係機関との連絡調整その他の便宜の供与 ・指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる一時的な滞在による支援 	○「関係機関」＝「市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関」	□	□	基準省令第28条第2項	・勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類

障害福祉サービス等自主点検表（地域移行支援、地域定着支援）（令和5年9月1日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援に係る業務の一部を他の指定地域相談支援事業者に行わせる場合にあっては、当該事業所の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第28条第3項	・委託契約書 ・業務報告書
	指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援従事者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。	研修の受講記録は残しているか。 受講していない他の従業者にも、研修内容を回覧等で周知することが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第28条第4項	・研修計画、研修実施記録
	指定地域相談支援事業者は、適切な指定地域相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第28条第5項	・就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
	<p>●【<u>解釈通知第2-2(22)⑤</u>】事業者が講ずべき具体的な内容としては、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発（職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。） ・相談、苦情に応じ適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。） 		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
Ⅲ-29* 業務継続計画の策定等	指定地域相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定一般相談支援の提供を継続的に実施するため、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。<令和3年度改正事項>	※令和3年度改正事項については、令和6年3月31日までは努力義務。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第28条の2第1項	・業務継続計画
	<p>●【<u>解釈通知第2-2(23)②</u>】業務継続計画には、以下の内容を記載すること。<令和3年度改正事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症に係る業務継続計画 <ul style="list-style-type: none"> ①平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ②初動対応 ③感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ・災害に係る業務継続計画 <ul style="list-style-type: none"> ①平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ②緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ③他施設及び地域との連携 		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

障害福祉サービス等自主点検表（地域移行支援、地域定着支援）（令和5年9月1日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>指定地域相談支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。〈令和3年度改正事項〉</p> <p>●【解釈通知第2-2(23)③】業務継続計画に係る従業員に対する研修については、定期的な研修は年1回以上実施し、新規採用時にも研修を行うことが望ましい。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。〈令和3年度改正事項〉</p> <p>●【解釈通知第2-2(23)④】業務継続計画に係る訓練においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を年1回以上定期的実施するものとする。〈令和3年度改正事項〉</p>	※令和3年度改正事項については、令和6年3月31日までは努力義務。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第28条の2第2項	・研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	<p>指定地域相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。〈令和3年度改正事項〉</p>	※令和3年度改正事項については、令和6年3月31日までは努力義務。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第28条の2第3項	・業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類
Ⅲ-30 設備及び備品等 【移行・定着共通】	<p>指定地域相談支援事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>●【解釈通知第2-2(24)①】事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定地域相談支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</p> <p>●【解釈通知第2-2(24)②】利用申込の受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。また、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど、利用しやすい構造とする。</p>	指定の際に届出た図面から、設備及び区画等を変更する場合は、市に変更届を提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第29条	

障害福祉サービス等自主点検表（地域移行支援、地域定着支援）（令和5年9月1日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ-31* 衛生管理等 【移行・定着共 通】	指定地域相談支援事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第30条第1項	・衛生管理に関する書類
	指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	新型コロナウイルス感染症に係る通知等を把握しておくこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第30条第2項	
	指定地域相談支援事業者は、当該指定地域相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。<令和3年度改正事項> ・当該指定地域相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 ・当該指定地域相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・当該指定地域相談支援事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	※令和3年度改正事項については、令和6年3月31日までは努力義務。			基準省令第30条第3項	・委員会議事録 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	<p>●【解釈通知第2-2(25)②ア】感染対策委員会の構成メンバーは、感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種により構成することが望ましい。特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。また、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。<令和3年度改正事項></p> <p>●【解釈通知第2-2(25)②ア】感染対策委員会は、おおむね6月に1回以上、定期的に開催する必要がある。<令和3年度改正事項></p> <p>●【解釈通知第2-2(25)②イ】感染症の予防及びまん延防止のための指針には、次のことを規定すること。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（厚生労働省）」も踏まえて検討すること。<令和3年度改正事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時の対策（事業所内の衛生管理、支援にかかる感染対策等） ・発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携等） <p>●【解釈通知第2-2(25)②ウ】感染症の予防及びまん延防止のため従業員に対する研修については、定期的な研修は年に1回以上実施し、新規採用時にも研修を行うことが望ましい。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。<令和3年度改正事項></p> <p>●【解釈通知第2-2(25)②ウ】感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとし、年に1回以上定期的実施するものとする。<令和3年度改正事項></p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

障害福祉サービス等自主点検表（地域移行支援、地域定着支援）（令和5年9月1日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ-32* 掲示等 【移行・定着共通】	指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び一般相談支援の実施状況、従事者の有する資格や経験年数、従事者の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示しているか。	掲示している場所は、利用申込者が容易に確認できる場所であるか。 「基本相談支援及び一般相談支援の実施状況」や「従事者の有する資格や経験年数」について記載が漏れていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第31条第1項、第2項	・事業所の掲示物又は備え付け閲覧物
	●【基準省令第31条第2項】指定地域相談支援事業者は、重要事項（運営規程の概要、基本相談支援及び一般相談支援の実施状況、従事者の有する資格や経験年数、従事者の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項）を記載した書面を当該指定地域相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、指定地域相談支援事業所の見やすい場所への掲示に代えることができる。					
	指定地域相談支援事業者は、重要事項（運営規程の概要、基本相談支援及び一般相談支援の実施状況、従事者の有する資格や経験年数、従事者の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項）の公表に努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第31条第3項	・公表していることが分かる書類
Ⅲ-33* 秘密保持等 【移行・定着共通】	指定地域相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第32条第1項	・従業者及び管理者の秘密保持誓約書
	指定地域相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	退職後も守秘義務が存続する旨、就業規則、雇用契約書又は労働条件通知書等への記載や誓約書を徴するなどの措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第32条第2項	・従業者及び管理者の秘密保持誓約書 ・その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）
	指定地域相談支援事業者は、計画作成会議等において、利用者又はその家族に関する情報を用いる際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	利用者又は家族のどちらかにしか同意を得ていないケースや、家族ではなく利用者の代理人として同意を得ているケースは無いかな。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第32条第3項	・個人情報提供同意書
Ⅲ-34* 情報の提供等 【移行・定着共通】	指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定地域相談支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第33条第1項	・情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）
	指定地域相談支援事業者は、当該指定地域相談支援事業者について広告をする場合に、その内容を虚偽又は誇大なものとしていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第33条第2項	・事業者のHP画面・パンフレット
Ⅲ-35 利益供与等の禁止 【移行・定着共通】	指定地域相談支援事業者は、特定相談支援事業を行う者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定一般相談支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第34条第1項	
	指定地域相談支援事業者は、特定相談支援事業を行う者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受していないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第34条第2項	

障害福祉サービス等自主点検表（地域移行支援、地域定着支援）（令和5年9月1日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ-36* 苦情解決 【移行・定着共通】	指定地域相談支援事業者は、その提供した指定地域相談支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	苦情解決の体制を整備するに当たっては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針（厚生労働省通知）」を参考とすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第35条第1項	・苦情受付簿 ・重要事項説明書 ・契約書 ・事業所の掲示物
	指定地域相談支援事業者は、提供した指定地域相談支援に関する苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	苦情がない場合であっても、受付用紙は作成しておくことが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第35条第2項	・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル
	指定地域相談支援事業者は、その提供した指定地域相談支援に関し、自立支援給付に関して必要があると認めるときに、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第35条第3項	・市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	指定地域相談支援事業者は、その提供した指定地域相談支援に関し、自立支援給付に関して必要があると認めるときに、都道府県知事が行う報告若しくは指定地域相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第35条第4項	・都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	指定地域相談支援事業者は、その提供した指定地域相談支援に関し、必要があると認めるときに、都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第35条第5項	・都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	指定地域相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、指導又は助言に基づく改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第35条第6項	・都道府県等への報告書
	指定地域相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第35条第7項	・運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料
	●【社会福祉法第85条】運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。また、申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあっせんを行うことができる。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

障害福祉サービス等自主点検表（地域移行支援、地域定着支援）（令和5年9月1日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ-37* 事故発生時の対応 【移行・定着共通】	<p>指定地域相談支援事業者は、利用者に対する指定地域相談支援の提供により事故が発生した際は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>●【解釈通知第2-2(30)】事故に対する対応としては、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>①利用者に対する指定地域相談支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましい。また、事業所にAEDを設置することや救命講習等を受講することが望ましい。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。</p> <p>②事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。</p> <p>③事業者は、事故が起きた場合には、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（厚生労働省通知）」を参考にすること。</p>	<p>奈良市への報告は、奈良市の「奈良市障害福祉サービス事業所等における事故発生時の報告取扱要領」に沿って行わなければならないが、報告が漏れていないか。</p> <p>事故報告は障がい福祉課に提出すること。</p> <p>事故には至らなかったが、事故が発生しそうになった場合（ヒヤリハット事例）について記録しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第36条第1項	<ul style="list-style-type: none"> 事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録
	<p>指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置等について、記録しているか。</p>	<p>事故がない場合であっても、記録用紙は作成しておくことが望ましい。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第36条第2項	<ul style="list-style-type: none"> 事故の対応記録 ヒヤリハットの記録
	<p>指定地域相談支援事業者は、利用者に対する指定地域相談支援の提供により賠償が必要な事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第36条第3項	<ul style="list-style-type: none"> 再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行なったことが分かる書類（賠償責任保険書類等）

障害福祉サービス等自主点検表（地域移行支援、地域定着支援）（令和5年9月1日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ-38* 虐待の防止	<p>指定地域相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該指定地域相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・当該指定地域相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 <p>●【解釈通知第2-2(31)①】虐待防止委員会の構成メンバーについては、専任の虐待防止を担当する者を決めておく必要がある。なお、虐待防止委員会は、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。</p> <p>●【解釈通知第2-2(31)①】虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要である。</p> <p>●【解釈通知第2-2(31)②】次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ・虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項 ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ・事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 ・虐待発生時の対応に関する基本方針 ・利用者等に対する当該指針の周知に関する基本方針 ・その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 <p>●【解釈通知第2-2(31)③】虐待の防止のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年1回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておく必要がある。</p> <p>●【解釈通知第2-2(31)④】虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者については、相談支援専門員を配置すること。</p>	<p>虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報しているか。</p>	□	□	<p>基準省令第36条の2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会議事録 ・研修を実施したことが分かる書類 ・担当者を配置していることが分かる書類

障害福祉サービス等自主点検表（地域移行支援、地域定着支援）（令和5年9月1日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ－３９＊ 会計の区分 【移行・定着共通】	指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第37条	・収支予算書・決算等の会計書類
Ⅲ－４０＊ 記録の整備 【移行・定着共通】	指定地域相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第38条第1項	・職員名簿 ・設備・備品台帳 ・帳簿等の会計書類
	指定地域相談支援事業者は、利用者に対する指定地域相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定地域相談支援を提供した日から5年間保存しているか。 【指定一般相談支援の提供に関する諸記録】 ・指定一般相談支援の提供に係る記録 ・地域移行支援計画 ・基準省令第25条の規定による地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ・提供した指定地域相談支援に関する苦情の内容等の記録 ・指定地域相談支援の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	運営規程や重要事項説明書等で、保存年限（5年間）の記載が誤っていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第38条第2項	・サービス提供に係る必要な事項の提供の記録 ・地域移行支援計画または地域定着支援台帳 ・地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録